

公益財団法人 松園尚己記念財団

2023 年度

未来のトビラ奨学金 募集要項

[別紙 1] 奨学生規程・[別紙 2] プライバシーポリシー



1. 奨学金の応募資格

- (1) 長崎県にある児童養護施設に入所している、または里親・ファミリーホームに養育委託されている経済的支援を必要とする児童。
- (2) 2023年4月2日時点において満20歳以下の高等学校卒業資格又は高等学校卒業程度認定資格を有する「大学」「短大」「専修学校」への進学希望者であること。
- (3) 当財団が定める奨学生規程を承諾する者。

2. 奨学金給付額と期間

- (1) 奨学金は給付型とし返済不要とします。
- (2) 給付額は次のとおりとします。

○初年度 年額	100万円
○初年度 初回給付額	37万円(4～6月分として4月3日に本人名義の口座へ給付)
7月分以降	7万円(毎月第1営業日に給付)
○2年次以降 年額	84万円(毎月第1営業日に7万円を給付)
- (3) 他団体の奨学金との併願・併給は可能とします。
- (4) 給付期間は在籍校の正規の最短修学期間とします(4年制大学ならば48ヶ月分・352万円)。

3. 募集期間

募集期間は下記のとおりです。この期間内に応募すること。

2022年7月28日 ～ 2022年9月12日(必着、締切厳守のこと)

4. 応募方法

- (1) 以下の(2)及び(3)の必要書類一式を取りまとめて、簡易書留・レターパックプラスなどの送達記録が確認できる方法で郵送すること。(書類一式はホチキス止め厳禁。また、簡易書留は受領証、レターパックプラスは追跡番号が記載されたシールをはがして保管してください。)
- (4)については、所定の期日までにデータをアップロードしてください。

【宛先】〒 850-0035 長崎市元船町 7-13

公益財団法人松園尚己記念財団 事務局

TEL 095-824-7663

- (2) 以下の書類を当財団ウェブサイト(<https://www.mhmf.or.jp>)よりダウンロードし必要事項を記入してください。記入例をよく参照し、金額を記入する際は1万円未満を切り捨てること。

SC① 申請書

SC② 志望校調査書

第三志望まで認めます。原則、記載した志望校以外への進学は内定の取り消しとなります。

SC③ 初年度資金計画書

志望校別に作成してください。

SC④ 児童についての所見書

施設、里親の方が記載してください。(生い立ちについて1部、現況について1部)

SC⑤ 作文

テーマ：「私の好きな～」

好きなことや人物など、その対象は一切問いません。オリジナルのタイトルをつけて自身の言葉で自由に書いてください。自筆、指定用紙2枚以内。

SC⑥ 推薦書

学校長が発行したものを有効とします。

高等学校卒業程度認定試験の合格者においては推薦書の提出は必要ありません。

書式 SC① ～ SC⑤ の申請書類は写しを取り、選考結果が届くまで手元に保管しておいてください。書類に不備や不明点がある場合には追加資料の提出を求められることがあります。

(3) 成績証明書の原本または写し

(a) 高等学校在籍者(卒業見込み)は、第1学年と第2学年が記載されたもの(第3学年は必要ありません)、既卒業者は第1学年から卒業学年までの成績証明書原本を提出してください。

(b) 高等学校卒業程度認定試験の合格者は、文部科学省交付の合格成績証明書の写しを提出してください。

(c) 高等学校中途退学者は退学時の成績証明書原本を(b)と併せて提出してください。

(4) 自己PR動画

当財団ウェブサイト内の申請・届出ページよりPDFファイル「自己PR動画の撮影ガイド」を参照の上、指定された方法で動画を撮影し、9月12日の応募締切日までに[オンラインストレージ](#)に撮影した動画をアップロードしてください。

アップロード後はすみやかにその旨をウェブサイトの[問い合わせフォーム](#)よりお知らせください。

5. 選考と奨学金の給付について

(1) 「4.応募方法」の記載されたすべての書類および自己PR動画を事務局が募集期間内に受理した時点で選考対象となり、締切日後の受理は行いません。

(2) 選考結果は10月中旬までに施設長または里親へお知らせします。

(3) 内定者は志望校への合否が確定次第、すみやかに事務局までメールにてお知らせください。併せて合格した場合はそれを証する書類(合格通知書等)の写しを添えてください。なお、浪人は内定の取消しとなりますので、次年度に応募する際は再申請が必要になります。

(4) 本採用は志望校への合格後に財団事務局・児童本人・施設担当者または里親との三者面談を行い、指定する所定の書類を事務局が受理した時点とします。

(5) 志望校調査書 **SC②** に記載されていない学校や学部学科へ進学する場合は、不採用者との公平を期すため原則として内定の取り消しとなります。

(6) 奨学金は児童本人の学資としての用途を原則とし、学業を修めるうえで必要不可欠な費用(生活費など)は、用途として認めます。

- (7) 奨学生本人名義の口座へ毎月第 1 営業日に当月分を送金します。(初回に限り 4 月に 5・6 月分を含む 3 ヶ月分を給付)
- (8) 振込先金融機関はゆうちょ銀行を指定します。口座がない場合は新規開設してください。

6.その他

- (1) 提出された書類および動画は返却しません。
- (2) 選考内容については非公表とします。
- (3) 当財団は個人情報の保護に関する法律および関連する法令等を遵守することを誓約します。
取得した個人情報は適正に運用・管理し、選考および当財団からの連絡にのみ利用します。
※詳細については別紙 2 をご確認ください

奨学生規程

1. 奨学生の義務

- (1) 学習状況報告書及び生活状況報告書を年 4 回(4・7・10・1 月の各月末日)提出すること
- (2) 経済状況報告書及び成績証明書の写しを年 2 回(4・10 の両月末日)提出すること
- (3) 卒業時には、別途指定される書類(卒業総括、進路報告書、卒業証書の写し)を提出すること
- (4) 次の場合、直ちに届け出ること
 - ① 登録事項(住所・電話番号・メールアドレス・緊急連絡先など)を変更するとき
 - ② 退学、停学、留年、転部転科、転学、留学、復学、休学及び長期欠席するとき
 - ③ 最短修学年で卒業できないことが確定したとき
 - ④ 他団体からの奨学金の併給、学費免除などの特待生制度を受けるとき
- (5) (1)～(4)の報告書や届出は当財団が提供するフォーマットを使用し、ウェブサイト上の送信フォームやメール等いずれも指定の方法で行うこと。但し証明書や追加資料など原本の提出を求められた場合には郵送にて行うこと
- (6) (1)～(4)の提出や届出が定められた期限内に履行できないと予見されるときは、その理由と提出予定日を通知すること
- (7) (1)～(4)の提出や届出の遅延が、正当な理由(事故・疾病・天災など)に起因し、当財団が必要と判断した場合には適宜それを証する書類の原本を提出すること
- (8) 当財団が主催・共催・助成している行事等への参加依頼、あるいは当財団ウェブサイト等への寄稿依頼があったときは協力すること(奨学生の意向に反するものは強制されない)

2. 奨学金給付の一時停止

- (1) 上記 1 の「奨学生の義務」に記載された事項を怠ったとき
- (2) 留年、休学及び長期欠席をするとき
- (3) 停学処分を受けたとき
- (4) 提出物や届出書に虚偽が発見されたとき
- (5) 学業成績が著しく不振であるとき
- (6) 正当な理由なく、当財団からの重要な連絡に対しメールの送信日から起算して 7 日以内、もしくは指定された期限内に応答または是正をしないとき

3. 奨学生資格の喪失

- (1) 上記 2 の事由により奨学金給付が一時停止され、正当な理由なく当財団からの通告や要請メールの送信日から起算して 7 日以内、もしくは指定された期限内に応答または是正をしないとき
- (2) 奨学金給付の一時停止処分を 2 回受けたとき

- (3) 学籍を喪失する処分(退学・除籍・放校など)を受けたとき
- (4) 退学するとき
- (5) 奨学金の受給事由がなくなり、奨学生から辞退の申し出があったとき
- (6) 学業成績の著しい不振により成業の見込みがないと判断されたとき
- (7) その他、偽計による不正受給など奨学生として不適当な事実があったとき

4. 奨学金受給の原則

- (1) 奨学金は年額計 84 万円(毎月 7 万円)が奨学生本人名義の口座に給付される
- (2) 奨学生として採用された在籍大学または大学院の最短修学期間に限り給付される
- (3) 奨学金は給付であり返還の必要はない
- (4) 他団体からの奨学金の併給は認められる
- (5) 在籍校内での転部、他大学への編入や転学を行う場合には、事前にその理由や経緯を申し出ること
- (6) 在籍校を一時休学し長期の海外留学を行う、もしくは海外の大学または大学院へ転籍をする場合には、事前にその理由や経緯を申し出ること
- (7) (5)及び(6)については、奨学生本人の申し出を基に、改めて当財団にて審議が行われ奨学生資格の継続の可否が決定される
- (8) 偽計による不正受給が発覚した際には、奨学金の一部または全額の賠償を請求されることがある

5. 補則

- (1) 本奨学生規程は 2021 年 3 月 1 日より施行し、改定される際は事前に告知する
- (2) 奨学期間終了までの奨学金の減額はしない

4. 奨学金受給の原則

(1) について

未来のトビラ奨学生の初年度奨学金は年額 100 万円が給付され、2 年目以降は年額計 84 万円(毎月 7 万円)が奨学生本人名義の口座に給付される

(2) について

未来のトビラ奨学生は在籍大学、短大または専修学校の最短修学期間に限り給付される

プライバシーポリシー

1. 個人情報の利用目的

当財団に提供して頂いた個人情報は、当財団が適正に運用・管理し、当財団の目的の達成に必要な範囲内(選考及び当財団からの連絡など)においてのみ利用します。

2. 個人情報の第三者提供の制限

提供して頂いた個人情報は、本人の同意がない限り、第三者へ情報を開示することはありません。但し、法令に基づき、行政・司法機関から法的義務を伴う要請を受けた場合は、本人の同意なしに個人情報を提供する場合があります。

3. 個人情報の訂正・削除

提供して頂いた個人情報に誤り・訂正がある場合には、本人の申し出により、本人であることを確認の上、訂正・削除します。

4. 個人情報の開示

提供して頂いた個人情報について、本人の申し出があった場合、本人であることを確認の上、提供して頂いた個人情報を開示します。

5. 適切な情報管理

提供して頂いた個人情報について、適切な情報管理体制を整え、個人情報への不正なアクセスや情報の紛失・漏洩等に対する安全対策に努めます。